

## 報告事項 1

臨時代理の報告について

(茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則)

茂原市教育委員会行政組織規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第5号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第3項の規定により報告する。

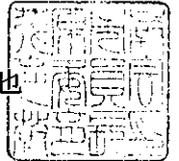
令和2年6月24日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月28日

茂原市教育長 内田 達也



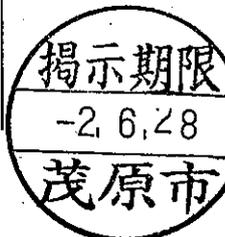
茂原市教育委員会規則第4号

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則（昭和60年茂原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

富士見 中	茂原（1番地～102番地 197番地 200番地～295番地 1045番地～1053番地） 高師（79番地 972番地～979番地 985番地～1035番地 1036番地1 1036番地5 1036番地6 1036番地8 1036番地10～1036番地11 1036番地15 1036番地22 1036番地25～1036番地26 1036番地30 1038番地1～1038番地2 1039番地3 1039番地8 1039番地12 1039番地15～1039番地16 1040番地～1042番地 1043番地1 1043番地3 1043番地4 1043番地7～1043番地9 1044番地～1049番地 1051番地～1054番地2 1054番地4 1055番地～1065番地 1066番地2～1066番地8 1066番地10～1066番地11 1067番地～1082番地 1083番地2～1083番地3 1085番地2 1087番地2 1087番地4～1087番地5 1088番地～1819番地 1821番地1～1821番地5 1821番地14～1821番地15 1823番地～1828番地 1831番地～1832番地
----------	---



1833番地2 1841番地 1861番地～1863番地 1868番地2～1868番地  
 3 1887番地～1889番地 1893番地～1894番地 1902番地～1903番地  
 1907番地 1910番地 1916番地～1917番地 1948番地～2013番地  
 2035番地～2060番地 2085番地 2101番地～2137番地 2156番地  
 2166番地 2236番地～2237番地 2240番地 2245番地～3000番地)  
 鷺巣 (1番地～450番地 462番地～469番地 474番地以上) 墨田  
 (1番地～244番地 264番地～288番地 496番地～1104番地 1115番  
 地以上) 小林 (1番地～1461番地 1516番地～1533番地 1591番地  
 ～1592番地 1603番地～1639番地 1669番地～1740番地 1880番地～  
 2071番地 2099番地～2115番地 2204番地 2230番地～2245番地  
 2248番地 2253番地～2322番地 2329番地2～2332番地 2335番地  
 2337番地1 2349番地～2350番地 2432番地 2488番地 2499番地  
 2504番地1 2506番地 2531番地 2553番地1～2588番地3 2588番  
 地4～2602番地2 2602番地4 2602番地22～2602番地25 2605番地  
 8～2605番地12 2606番地6～2606番地9 2612番地2～2876番地29  
 2876番地31～3245番地 3666番地) 渋谷 腰当 北塚 長尾 大登  
 押日 庄吉 芦網 (1番地～156番地 176番地～197番地 280番地～  
 307番地 312番地～574番地) 国府関 (1番地～208番地 220番地～  
 222番地 263番地以上) 山崎 (1番地～1165番地 1174番地～1187  
 番地 1242番地～1311番地) 真名 黒戸 上茂原 箕輪 内長谷  
 長谷 道表 中部 茂原西

」を

富士見 中	茂原 (1番地～102番地 197番地 200番地～295番地 1045番地～ 1053番地) 高師 (79番地 972番地～979番地 985番地～1035番地 1036番地1 1036番地5 1036番地6 1036番地8 1036番地10～ 1036番地11 1036番地15 1036番地22 1036番地25～1036番地26 1036番地30 1038番地1～1038番地2 1039番地3 1039番地8 1039番地12 1039番地15～1039番地16 1040番地～1042番地 1043番
----------	---

地 1 1043番地 3 1043番地 4 1043番地 7～1043番地 9 1044番地  
 ～1049番地 1051番地～1054番地 2 1054番地 4 1055番地～1065番  
 地 1066番地 2～1066番地 8 1066番地10～1066番地11 1067番地～  
 1082番地 1083番地 2～1083番地 3 1085番地 2 1087番地 2 1087  
 番地 4～1087番地 5 1088番地～1819番地 1821番地 1～1821番地 5  
 1821番地14～1821番地15 1823番地～1828番地 1831番地～1832番地  
 1833番地 2 1841番地 1861番地～1863番地 1868番地 2～1868番地  
 3 1887番地～1889番地 1893番地～1894番地 1902番地～1903番地  
 1907番地 1910番地 1916番地～1917番地 1948番地～2013番地  
 2035番地～2060番地 2085番地 2101番地～2137番地 2156番地  
 2166番地 2236番地～2237番地 2240番地 2245番地～3000番地)  
 鷺巣 (1番地～450番地 462番地～469番地 474番地以上) 墨田  
 (1番地～244番地 264番地～288番地 496番地～1104番地 1115番  
 地以上) 小林 (1番地～1461番地 1516番地～1533番地 1591番地  
 ～1592番地 1603番地～1639番地 1669番地～1740番地 1880番地～  
 2071番地 2099番地～2115番地 2204番地 2230番地～2245番地  
 2248番地 2253番地～2322番地 2329番地 2～2332番地 2335番地  
 2337番地 1 2349番地～2350番地 2432番地 2488番地 2499番地  
 2504番地 1 2506番地 2531番地 2553番地 1～2588番地 3 2588番  
 地 4～2602番地 2 2602番地 4 2602番地22～2602番地25 2605番地  
 8～2605番地12 2606番地 6～2606番地 9 2612番地 2～2876番地29  
 2876番地31～3245番地 3666番地) 渋谷 腰当 北塚 長尾 大登  
 押日 庄吉 芦網 国府関 山崎 真名 黒戸 緑ヶ丘 上茂原 箕  
 輪 内長谷 長谷 道表 中部 茂原西

」に

改める。

別表西陵中の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の茂原市立小学校及び中学校通学区域に関す

る規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

## 報告事項 2

### 臨時代理の報告について

(茂原市立二宮小学校及び茂原市立緑ヶ丘小学校統合準備委員会委員の委嘱及び任命)

茂原市教育委員会行政組織規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第5号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理をし処理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和2年6月24日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立二宮小学校及び茂原市立緑ヶ丘小学校  
統合準備委員会委員名簿

区 分		No.	氏 名	委嘱日	備 考
代表	学 校				
保護者の代表	二宮小	1	加藤 洋平	R1. 6. 15	
		2	小俣 一茂	R1. 6. 15	
	緑ヶ丘小	3	若狭 美枝	R2. 6. 13	新任
		4	熊谷 貴美恵	R1. 6. 15	
通学区 区内の 住民の 代表	二宮小	5	矢部 彰久	R1. 6. 15	
		6	大塚 悦子	R1. 6. 15	
	緑ヶ丘小	7	伊東 良一	R1. 6. 15	
		8	神山 正弘	R1. 6. 15	
教職員の代表	二宮小	9	佐藤 功	R1. 6. 15	
		10	北田 秀夫	R2. 6. 13	新任
	緑ヶ丘小	11	岡澤 修	R1. 6. 15	
		12	佐藤 都史子	R1. 6. 15	

任 期 委嘱又は任命の日から要綱第2条の所掌事務が終了するまで

報告事項 3

茂原市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱の報告について

茂原市長は、茂原市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱（平成 20 年茂原市告示第 9 号）第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、茂原市放課後子どもプラン運営委員会委員を次のとおり委嘱したことを報告する。

令和 2 年 6 月 2 4 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

氏名	選出区分	備考
阿部倉 光宏	学校関係者	新任
大下 忍	学童保育関係者	再任
鬼島 啓太	学童保育関係者	再任
内富 康二	社会教育関係者	新任
南館 尚	社会教育関係者	再任
天野 恵美子	児童福祉関係者	新任
田中 宏子	児童福祉関係者	新任
中澤 浩子	関係行政機関職員	新任
金澤 勤	関係行政機関職員	新任
佐久間 尉介	関係行政機関職員	再任

任 期 令和 2 年 6 月 1 日～令和 4 年 5 月 3 1 日

## 報告事項 4

### 新型コロナウイルス感染症対策における小中学校・公立幼稚園の対応について

#### 1 4月当初の状況

- 4月6日（月）始業式
- 4月7日（火）中学校入学式
- 4月8日（水）小学校入学式
- 4月9日（木）公立幼稚園入園式

#### 2 臨時休業

- 【期間】小中学校 4月7日（火）～5月31日（日）  
公立幼稚園 4月8日（水）～5月31日（日）

#### 【主な対応】

- 週に1回程度、電話等で健康面や学習面の確認
- 分散登校 5月11日（月）～13日（水）
  - ・児童生徒が1回（1時間程度）登校
  - ・臨時休業中の健康面や学習面の確認や今後の指示

#### 《学習について》

下記の①から④の課題を提示した。

[①、②は、**全小中学校統一での実施**]

[③、④は、情報の提供と**活用の推奨**]

- ①教科書に基づいたプリント（ワークシート作成）を配付した。（3週間分程度）
- ②県教育委員会作成の学習用資料を配付した。
  - 小学校：ちばっ子チャレンジ100、家庭学習のすすめなど
  - 中学校：ちばのやる気ガイドなど
- ③ eライブラリ（インターネットによる学習教材（ドリルなど）の提供）の活用を推奨した。
- ④その他の映像教材の活用を推奨した。
  - ・文科省 HP「子どもの学び応援サイト」に掲載されている教材や動画を活用した学習
  - ・ICT教材や動画を活用した学習
  - ・千葉テレビ放送の授業動画
  - ・県教育委員会作成の授業動画（チーてれスタディネット）
  - ・県学習指導課及び東上総教育事務所作成の「家庭学習支援動画」

### 3 学校再開

【期間】令和2年6月1日（月）から

《詳細》

[公立幼稚園]

6月1日（月）～5日（金）午前中のみ実施。（給食は実施しない。）

6月8日（月）以降 通常保育開始。（給食を開始する。）

[小中学校]

6月1日（月）、2日（火） 学級を2グループに分けた分散登校を実施。  
午前中のみ実施。（給食は実施しない。）

6月3日（水）～5日（金） 全員登校開始。午前のみ実施。（給食は実施しない。）

6月8日（月）以降 通常日課開始。（給食を開始する。）

※15日（月）の「県民の日」は、授業を実施する。

#### 【主な対応】

##### ○健康観察の徹底

- ・健康カードの活用、登校時の健康チェック

##### ○感染症対策の徹底

- ・手洗いの実施、マスクの着用、学校施設や用具等の消毒（1日1回以上）、換気、身体的距離の確保など

##### ○学習

- ・バス等を利用しての校外学習の中止（6、7月中）
- ・水泳学習の中止

##### ○給食

- ・机の配置（向い合せにせず、会話を控える）。
- ・6月中は、パン食を増やすなど給食の献立を工夫し、配膳の手間を減らして、関わる児童生徒及び教職員を少なくする。

### 4 今後の対応

#### (1) 小中学校の長期休業期間の変更について

授業日数を補うため、長期休業を変更する。

ア 夏季休業 8月8日（土）～8月23日（日）

イ 冬季休業 12月26日（土）～1月4日（月）

#### (2) 授業について

- ・家庭学習として課した課題について、定着状況の把握を行っている。
- 学習内容の定着が十分でない場合は、授業で補う。

※学校再開後、定着について確認中であり、さらなる授業時数の確保の必要性について、各学校で検討している。

#### (3) 行事等について

- 感染リスクや授業時数の確保を踏まえ、運動会や修学旅行など行事の実施の有無
- ・方法等について、現在検討中である。

#### (4) 部活動について

6月15日（月）から実施可能となっている。時間は1時間程度とし、土日は行わない。

7月からはケガの防止、3密防止への対応、用具等の消毒等に配慮した上で、通常通り実施可能とする。（部活動ガイドラインに基づいた活動とする）

報告事項 6

行事の共催、後援及び協賛について

令和2年5月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告します。

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」(平成12年教育委員会訓令第3号)より

「後援」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
7	5		8	2	生涯学習課	茂原駅前コンサート	茂原軽音楽協会
10	4		11	1			
7	11	～	11	19	学校教育課	第15回夏休みエコ絵画コンクール	千葉テレビ放送(株)
11	6				学校教育課	令和2年度千葉県国公立幼稚園・こども園協会 指定公開研究会	茂原市立五郷幼稚園、千葉県国公立幼稚園・こども園協会

「協賛」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
11	7	～	11	8	生涯学習課	第10回 房総の児童・生徒選抜100人書道展	古郷書法院

令和 2 年第 8 回 茂原市教育委員会会議日程  
(7 月定例会)

日程及び場所
7 月 22 日 (水) 15:00～ 市役所 9 階 901・902 会議室

令和 2 年第 9 回 茂原市教育委員会会議日程  
(8 月定例会)

日程及び場所
8 月 19 日 (水) 15:00～ 市役所 9 階 901・902 会議室